

議第 37 号 呉市いじめ問題等調査委員会条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正の趣旨及び内容

呉市教育委員会（以下「教育委員会」といいます。）は、いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号）第 28 条第 1 項に規定する重大事態その他教育委員会が調査をする必要があると認める事態（以下「重大事態等」といいます。）についての事実関係を調査し、及びその結果を教育委員会に報告するための附属機関として、呉市いじめ問題等調査委員会（以下「調査委員会」といいます。）を設置し、その庶務を学校安全課が処理することとしています。

しかし、調査委員会の調査及び報告に係る重大事態等に学校安全課が関わっている等の場合にその庶務を学校安全課が行うことは、当該調査及び報告の中立・公正を担保できないおそれがあります。

このため、学校安全課が調査委員会の調査対象となる場合その他調査委員会からの意見に基づき、学校安全課に処理をさせることが適当でないと教育委員会が判断した場合には、教育委員会が指定する課が調査委員会の庶務を処理することとするものです。

2 施行期日

公布の日